

〔関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)
千葉県いじめ防止基本方針(平成29日11月15日)〕

はじめに

本校は、学校教育目標「未来を拓く国際人の育成～笑顔いっぱい あったか村北小～」のもと、「思いやりのあるあたたかい子」「進んで学び合う子」「強い意志と体をもつ子」の育成を目指し、教育活動を積み重ねている。一人一人の子どもが、社会の激しい変化に適切に対応できる資質や能力を身に付け、夢をもって、自分の将来を自分の力で切り拓いていくことができるようにしていきたい。保護者や地域の方々も、学校教育活動に関心を持ち、学校行事等への参観、協力が多く見られ、子どもたちの活動を応援してくださっている。そんな保護者・地域、そして関係機関等と連携し、いじめ防止およびいじめの早期発見・早期解決・再発防止に向け、様々な視点からの意見も組み入れた具体的方策に取り組むために、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 基本理念について

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織名称と構成員，対応内容

① 日常組織(常設組織)

組織名称：いじめ防止対策委員会（職員打ち合わせの中で必要に応じて開催）

構成員：常勤の全教職員

対応内容：情報収集，情報交換，早期発見・早期解決のための具体策の確認と記録，共有化

② いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称：いじめ防止対策特別委員会

構成員：管理職，該当学年の学年主任，学級担任，生徒指導主任，養護教諭
※重大事態発生時は，必要に応じて，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，学区主任児童委員，PTA会長，学校評議員等，校長が必要と判断したものを加えることができる。

対応内容：重大事案に対する調査，指導や支援の具体策の決定，保護者への支援・助言，関係機関との連絡調整

(2) 教職員以外の構成員

① 心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)

② 福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)

③ 地域の実情を把握している者(民生児童委員や学区主任児童委員)

※重大事案には，必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）の派遣を要請する。また，状況によって市教委と相談し要請する。

3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動について

① 児童

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を年間を通して行う。（全校集会の場を活用する）
- ・児童会を中心として「いじめゼロ宣言」を実施する。
- ・ポスター掲示等，いじめは許されない行為であるという認識を高める。

② 保護者

- ・年度始めの学校経営説明において，いじめに対する考え方や予防方法，相談体制，発生時の対処方法等について説明をする。
- ・授業参観および懇談会において，いじめとは何か，その弊害はどのようなことになるのかを，積極的に啓発していく。

③ 地域，その他

- ・学校便り「ハーモニー」や本校ホームページにおいて，いじめの未然防止や早期発見への取組等について紹介する。
- ・帰宅後の生活において，いじめの発見や好ましくない遊び等についての連絡や，関係機関への通報等の協力依頼を行う。

(2) 教職員について

① 日常の取組

- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰は、児童のいじめを助長することにつながるとの共通認識をもって、互いが切磋琢磨できる学校環境をつくる。
- ・児童を呼名する際も、一人一人を大切にすることを教職員が示すことで、児童のいじめ防止に繋げる。
- ・管理職は、日常の授業参観を通して、担任と児童、児童と児童との好ましい人間関係の構築に寄与するよう働きかける。

② 研修

- ・人権尊重やいじめ問題等に関する研修機会をつくり、教職員の意識の向上を図る。
- ・モラルアップ委員会が中心となり、不祥事防止に関する研修会を開催し、教職員のいじめ防止に対する意識を高める。

(3) 学習指導全般について

- ・道徳教育の研究を推進することにより、豊かな心と生命のつながりを大切にする心をはぐくむとともに一人一人の違いを認め肯定的人間関係で結ばれた学級集団をつくる。
- ・生徒指導の機能を生かした授業を心がけ、一人一人の児童が「わかった」「できた」といえる学級経営をめざす。
- ・様々な学習形態を工夫することにより、一人一人を生かす授業展開を心がける。

(4) 道徳教育等について

本校は、長年にわたり研究や実践を続けている道徳教育研究校である。研究主題を設定し、特別な教科 道徳の時間を要しつつ、道徳的实践として他の教育活動や地域社会とのかかわりを重視した活動を積極的に行っている。

その中で、

- ・地域の高齢者とのふれあいを大切にした昔遊び教室
- ・地域の力を生かした米や野菜の栽培
- ・地域のスクールガードの方々と協力した安全マップの作成

等の実態を鑑みながら取り組む。

特別な教科 道徳の時間における指導では、道徳的価値とのかかわらせ方を工夫し、研究主任（道徳教育推進教師）が中心となって、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する道徳」を意識した授業づくりを目指している。そのために、次の5つの視点で授業改善に取り組む。

- ・多様な道徳の授業構想
- ・魅力的な資料の選択・開発
- ・授業を深める手立て
- ・授業の終末の工夫
- ・評価の工夫（教師による評価・児童による自己評価）

すべての学級で授業研究を行い、成果と課題を明確にするようにする。また、他教科や領域との関連を明確にした道徳教育年間カリキュラムを作成し、毎年修正を加えながら実践を続ける。そして、児童の発達段階や特性等を考慮し、情報モラルに関する内容や現代的な課題に関する指導も行っていくようにする。

(5) 児童会活動等について

- ・たてわり活動を児童会が中心となって運営することで、心を一つにできる行事とする。
- ・「いじめゼロ宣言」を児童会で話し合い、全校が統一していじめを起こさないという取組にしていく。
- ・子どもサミットや児童会活動で、地域との交流や地域への貢献活動を行い、自己有用感を高め、他者との交流の大切さを学ぶ機会をつくる。
- ・各種集会活動や学校行事等の機会を利用して、多くの児童に役割を経験させ、自尊感情や所属感を高めるとともに、友だちと協力する大切さを学ぶ。

(6) 課外クラブ活動、部活動、その他の活動について

- ・職員会議で、担当者や活動期間、ねらいなどを共通理解し、児童のよりよい成長につながる活動とする。
- ・日々の活動については、必要に応じ職員打ち合わせ（全教職員共通理解の場）で報告及び連絡調整を行う。
- ・陸上競技等の練習や合唱の練習は、対象学年全児童の実態に合わせ、それぞれのねらいにそった活動を行う中で、教師と児童、児童と児童相互の信頼関係を培うようにする。

(7) 特に配慮が必要な児童等について

教職員が個々の児童等の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- ・発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童等や外国籍の児童等、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童等については、性同一性障害や性的志向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した児童等又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については、被災児童等が受けた人身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(8) 感染症に係るいじめについて

- ・感染症に係るいじめも懸念されることから、差別や偏見などに留意し、適切に対応する。本人または家族内での感染が確認された児童等については、教育委員会や関係機関と連携をとりつつ対応を行い、個人情報取り扱いを慎重に行う。また、感染児童等への心のケアを適切に行い、感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。また、ワクチン接種に関しても、ワクチンを受ける又は受けないことによって、差別等の不当な扱いによるいじめが発生しないよう継続的な指導を行う。

(9) 配付端末 (PC・タブレット等) について

- ・一人一台配付されている端末は、正しい使い方をしないとトラブルの原因になったり、気づかないうちにいじめの加害者になったり、犯罪に巻き込まれたりする危険もあることから、適切な利用に向けてチェックリスト等を使い継続的な指導を行う。

4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)
※例年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施
- ②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)
※緊急調査を実施する場合有り
- ③八千代市教育委員会主体の調査について
 - ア 目的 いじめの早期発見
 - イ 期日 6月頃
 - ウ 方法 児童対象 質問紙による
質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員
 - エ 報告 集計後，教育委員会指導課へ提出
重大事態と判断される場合は直ちに報告
 - オ 対応 項目6～8に則り速やかに対応 ※緊急調査を実施する場合有り

④学校主体の調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 ①月例いじめアンケート(4月，5月，9月，10月，1月，2月)
②11月頃
- ウ 方法 児童対象 学校独自質問紙による
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

(2) 面談等による調査について

- ア 目的 いじめの早期発見とその経過の確認
- イ 期日 第1回 9月頃
第2回 12月頃
第3回 2月頃
- ウ 方法 (1)③④でいじめが認知された児童対象
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

(3) 日常の取組について

- ・道徳教育研究を日常指導に生かし、肯定的な人間関係づくりに積極的に取り組む。
- ・言葉や服装の乱れ，成績や家庭環境の変動等に常に注意を払い，いじめとの因果関係はないか留意する。
- ・授業時間以外の時間における児童の人間関係について観察したり，一緒に活動したりすることによって，いじめとの関連がないか留意する。
- ・校長や教頭は日頃から教室訪問等を通して，児童の人間関係についての情報を積極的に収集するよう努める。

(4) 保護者への協力要請等について

- ・年度始めの授業参観や懇談会等の機会を利用して、子どものことで些細なことであっても気がかりなことがある場合は、学校への連絡をお願いする。
- ・学校からも児童の人間関係について気になることがある場合は、家庭への報告を積極的に行う。
- ・ふれあい相談日（教育相談日）の活用について周知していく。
- ・教育相談週間を12月に行う。
- ・相談活動は、全児童が健やかに成長するために欠かせない協力体制であることを学校と家庭が共通認識するように努力する。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として、警察に相談・通報を行うことを、あらかじめ保護者等に対して周知しておく。

5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・相談窓口を教頭とするが、通報された事案には全職員で対応する。
- ・相談、通報してきた児童には、誠実に対応することを心がける。

②学校以外

年度当初、全児童へSOSカード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配付する。
また、次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を、児童と保護者に周知する。

[おもな相談窓口(緊急)]

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

[おもな相談窓口(一般)]

機 関 名	電話	(休業日等詳細はHPでご確認下さい) 相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話(月～金)9:00～16:00
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	(特別支援教育の指導、学習・生徒指導相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市青少年センター	047-483-2842	(青少年の非行に関する相談) 電話(月～金)9:00～16:00
八千代市適応支援センター	047-486-1019	(適応支援相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	(子どもの総合相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	(教育上の様々な悩み等について) 電話(月～金)9:00～17:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話 24時間受付 面接(月～金)8:30～16:30 要予約

千葉県中央児童相談所	043-252-1152	電話 8:30 ～ 20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金)8:30 ～ 17:15
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30 ～ 17:15 子ども専用 SOS E-mail 有り

※上記機関とも連携をしながら、いじめの早期発見や対応にあたる。

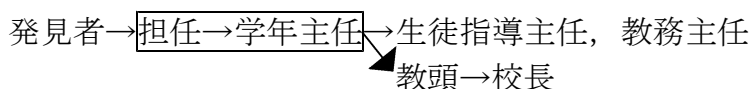
(2) 相談・通報に関する指導について

- ・全校児童に対し、いじめについて相談することや通報することは、適切な行為であることを指導する。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者（通報を受けた者）は、事実確認が十分でなくとも報告する。



(2) 対応について

①認知について

- ・報告を受けた担任は、いじめを受けていると思われる児童の心情を汲み取って、早期に情報収集する。
- ・生徒指導部会組織で、いじめとして対応すべき事案かどうかの判断をする。判断すべき情報が不足していると思われる場合には、組織でさらに情報の収集に努める。
- ・校長・教頭へ報告し、校長は、いじめの認知について判断する。

※学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」第二十三条第一項の規定に違反し得る。

②いじめと判断した後の対応

- ・いじめ防止対策特別委員会において対応方法を考える。
- ・いじめられている児童の心情を汲んだ対応を心がける。
- ・いじめ防止対策特別委員会が中心となって、いじめの実態を適切に把握する。
- ・いじめられている児童の家庭はもちろんのこと、いじている側の家庭にも早期に情報を連絡するよう努め、早期の解決に努力する。
- ・事後観察を十分に行い、いじめの再発防止に努める。
- ・日常生活の上で、いじめられている児童が再びその対象となることがないように安全を確保する。
- ・いじめの内容によっては、関係諸機関への情報提供や協力依頼を行い、いじめの早期解決に努力する。

- ・下記の事案等は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

①いじめが犯罪として取り扱われるべきと認められる事案

②児童ポルノ関連のいじめ事案

※いじめが解消したうえで児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

(3) いじめ解消の定義

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針において「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」と定められている。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 指導について

(1) いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について

- ・いじめを受けた児童の安全を確保することを第一に考え、安心感を与えるように対応する。被害児童に責任があるという考えはあってはならない。
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングをはじめとする心のケアを行うとともに、いじめを受けた児童の心の健康回復が早期に行えるよう組織で対応を心がける。
- ・いじめを受けた児童の保護者に対しては、事実が確認できしだい家庭訪問や電話連絡などによって事実関係を説明し、今後の対応について、被害児童を徹底して守り抜くことを伝えるとともに、学校の今後の対応について合意形成を図る。

(2) いじめを行った児童への指導・保護者への助言について

- ・いじめは人権を損なう行為であることを理解させるとともに、いじめを行ったことに対する責任の重大さを自覚させ、いかなる時も、友だちの人権を損なうようないじめは絶対に行ってはいけないことを毅然とした態度で指導・対応を行う。
- ・いじめを行った児童の担任や関係教職員が家庭訪問や電話連絡等を行って事実関係を報告するとともに、今後、同じ行為が再発しないように対応について家庭と協力して児童の指導にあたることを確認する。
- ・いじめの背景にあるものを探り、当該児童の心のケアを行う必要性についても留意する。

- ・必要に応じて八千代警察署，スクールロイヤーやスクールサポーター等の関係機関と連携して対応にあたる。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- ・いじめに直接かかわらなくとも，いじめの事実を知っていながら止められない，通報できないことも間接的にいじめにかかわっていることを考えさせ，いじめられている立場に立って通報する勇気の大切さを指導する。
- ・必要に応じて，学年集会や全校集会を実施していじめの及ぼす影響について指導を行い，いじめが広がらないように適切に対応を行う。

8 重大事態への対処について

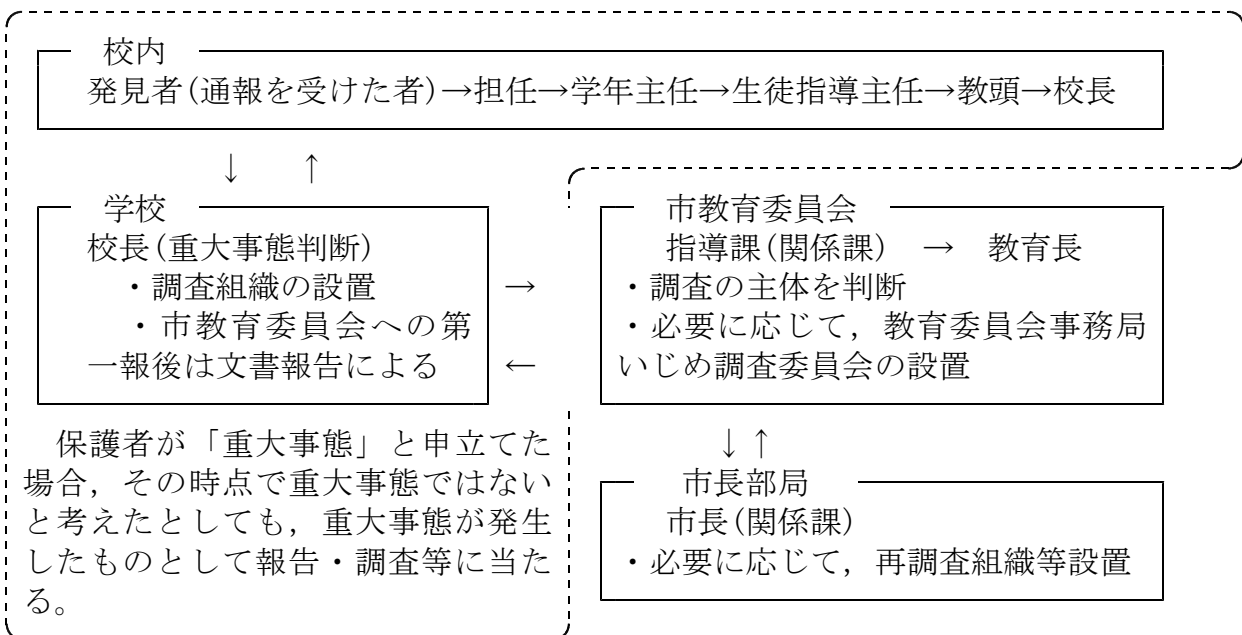
「八千代市いじめ防止基本方針」を参考に，対処に当たるものとする。

(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお，「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」には，「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また，「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは，不登校の定義に則り，年間30日を目安とする。ただし，一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は必要に応じて変更あり

(3) 対処について

① 学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に，重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実や調査結果，組織での協議や保護者への情報提供，児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
 - ・調査結果を市教育委員会に報告する。
 - ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
- ※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

9 公表、点検、評価等について

(1) 公表について

- ①学校ホームページへ本基本方針掲載

(2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査や分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

(3) 評価について

①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 7月頃
1月頃

②学校評議員会

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 評議員会開催時

③教育委員会報告

- ・評価内容を市教委へ報告する。 2月頃

※学校評価でいじめ問題について扱う際は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童等理解や教育相談体制、いじめの未然防止や早期発見の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応についてであることを教職員に周知徹底するとともに、いじめに限らず、学校の教育活動全体における生徒指導関連の取組状況や達成状況についても、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むようにする。

(4) 改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。